○文部科学省告示第百二十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月八日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等又はその代表者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在場所	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在場所並びに公開する予定の期間
自画像	平成二十八年九月八日	平成二十八年九月八日から平成二十九年四月二十六日まで	株式会社中日新聞社東京本社 文化事業部長　寺尾　晶子 東京都千代田区内幸町二―一―四 東京都美術館 館長　真壁　佳武 東京都台東区上野公園八―三十六 株式会社ＴＢＳテレビ 事業局長　吉田　尚子 東京都港区赤坂五―三―六 愛知県美術館 館長　島　敦彦 愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十八年十月八日から同年十二月十八日まで 愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二 平成二十九年一月三日から同年三月二十日まで
ハム	同右	同右	同右	同右
ブルターニュの農場	同右	同右	同右	同右
タヒチの牧歌	同右	同右	同右	同右
肘掛け椅子のひまわり	同右	同右	同右	同右

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５７号

山形県西置賜郡白鷹町大字十王2861番地１

債務者　五十嵐泰裕

1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６２号

山形県東置賜郡高畠町大字福沢538番地の２

債務者　吉田　秀幸

1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第７３号

山形県西置賜郡飯豊町大字椿3597番地６

コーポラスフェアリーＩ　107号

債務者　大澤　清一

1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１３６号

岡山県倉敷市四十瀬181番地４　プリティマンション201

債務者　神崎　広行

1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４１４号

北九州市八幡西区御開３丁目31番１―511号

債務者　水上和加葉

1　決定年月日時　平成28年８月25日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４４０号

北九州市小倉南区八重洲町12番７号

債務者　中筋　早苗

1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部